

やちまた男女共同参画だより

Vol.25

児童虐待とは、保護者がその監護する18歳未満の児童に行うもので、身体的虐待や性的虐待だけでなく、心理的虐待やネグレクトも含まれます。

身体的虐待の例

- ・殴る ・蹴る ・叩く
- ・投げ落とす ・激しく揺さぶる
- ・やけどを負わせる ・溺れさせる

ネグレクトの例

- ・家に閉じ込める ・食事を与えない
- ・ひどく不潔にする
- ・自動車の中に放置する
- ・病気になっても病院に連れて行かない
- ・子どもに関心を持たず育児放棄する

性的虐待の例

- ・子どもへの性的行為
- ・性的行為を見せる
- ・ポルノグラフィの被写体にする

心理的虐待の例

- ・言葉による脅しや無視
- ・きょうだい間での差別的扱い
- ・子どもの前で家族に対して暴力をふるう



子どもへの影響

- ・空想の世界へ逃避 ・他者を信頼できない ・暴力で問題解決しようとする
- ・常に緊張を強いられ、安全感や安心感が育たない ・自己評価が低くなる
- ・楽しいときがいつ崩れるか分からない不安で楽しめない
- ・自分がDVの原因だと思う罪悪感やDVを止められない無力感を感じる
- ・強者が弱者を支配するのが自然、弱いことが悪い、と考えるようになる

虐待かもと思ったら
児童相談所虐待対応ダイヤル 189 (いちやく)

虐待を受けている子どもや虐待してしまっている親は、自分から「助けて」と言いにくいかもしれません。そもそも虐待だと思っていないかもしれません。子どもは、虐待を受けても、「自分が悪いからだ」と自分を責めていることがあります。親は、虐待してはいけないと思っても、その行為をとめられなくなってしまうことがあります。「助けてほしい」「誰かとめてほしい」と思っていることも少なくありません。相談は、匿名で行うこともでき、その内容に関する秘密は守られます。ひとりで悩まずに相談してください。緊急の場合は迷わず110番通報してください。

千葉県男女共同参画センターからのお知らせ

女性のための起業支援講座 ～めざせ開業！ 起業プランづくり～

●日時と内容

- 【第1部】 12月7日（木）
13：30～15：00 講演 起業のビジョンとアイデア出し
15：10～16：30 相談会 30分／1名（要事前予約）
【第2部】 12月14日（木）
13：30～15：00 講演 計画してみよう！収支と投資
15：10～16：30 相談会 30分／1名（要事前予約）

●会場

千葉県男女共同参画センター3階 会議室（千葉市中央区都町2-1-12）

●対象

起業に興味のある女性

●講師

辻井 拓也さん
（日本政策金融公庫国民生活事業南関東創業支援センター所長）



●参加費

無料

●定員

30名（応募者多数の場合は抽選となります。）

●申込方法

右のQRコードからお申し込みください。



●お問い合わせ

千葉県男女共同参画センター（月曜休、月曜日が祝日の場合は火曜日）
TEL 043-420-8411 FAX 043-420-8581
Eメール kenkyouse@mz.pref.chiba.lg.jp

発行
八街市総務部企画政策課
〒289-1192 千葉県八街市八街ほ 35-29
TEL 043-443-1114 FAX 043-444-0815
E-mail kikaku@city.yachimata.lg.jp
発行日 令和5年11月